

【出生届】母が日本国籍、父が外国籍で嫡出でない子として出生した場合

〈必要書類〉

必要通数
2通

(1) 出生届書

当館に届け出る場合には、こちらの**届出用紙**を片面印刷でご利用ください。届出用紙は大使館領事窓口にもございます。

A3版の届出用紙をご利用になられる場合には、[こちら](#)からダウンロードできます。なお、A3版の届出用紙をご利用される場合は、必ずA3サイズの用紙に実寸で印刷してください。A3版の届出用紙を縮小してA4用紙に印刷されたものは受理できませんのでご注意ください。

署名以外は、パソコン等により入力・印刷したもので可能です。

(2) 出生の届出をした市役所発行の**出生証明書** (出生登録抄本) 原本1通

「Uittreksel uit de geboorteakte」の複数言語で表記された「meertalig (internationaal)」版をご用意ください。

(3) (2)の和訳文 **ひな型・記入見本** 2通

当館作成のひな型をご使用いただけます。パソコン等により入力・印刷したもので可能です。翻訳をする方はどなたでも差し支えありませんが、和訳文には必ず翻訳者氏名を明記してください。

(4) **父母の旅券** (郵送の場合は写し各1通)

(5) (認知をしている場合) **認知届及び必要書類一式**

当館への認知の届出については、[こちら](#)をご参照ください。既に当館領事窓口あるいは日本の市区町村役場に認知の届出をされている場合は必要ありません。

(注意事項)

- 届出書に記載のある「記入の注意」も参照ください。
- 本籍地等の確認のため、古いもの、又は写しでも構いませんので、戸籍謄本をご用意されることをお勧めします。
- 鉛筆や消えるペンでは記入しないでください。
- 出生届2枚目(A3版では右側)の「出生証明書」部分は記入不要です。
- 生年月日は日本国籍の方の和暦で、外国籍の方は西暦でご記入ください。
- 署名欄には戸籍通りに氏名を楷書体で書いてください。
- 「印」部分への押印は不要です。任意の押印は可能です。
- 文字の訂正や削除をする場合には、誤字に横二重線を引いて訂正してください。修正液、修正テープは使用できません。なお、訂正箇所への印鑑・拇印(右手親指)は任意となります。
- 生まれた日を含めて**3ヶ月以内**(例えば10月23日に生まれた場合は翌年1月22日まで)に届出てください。出生により外国の国籍も取得している場合は、この届出期限を過ぎますと出生のときにさかのぼって日本国籍を失います(国籍法12条)ので、日本側への出生届はできません。
- 届出書類一式は、日本国外務省を通じて本籍地の市区町村役場に送られます。通常、1ヶ月～1ヶ月半後に、お子様の出生の事実が戸籍に記載されますので、記載事項を確認のため戸籍謄(抄)本を取り寄せることをお勧めします。なお、この謄(抄)本は、お子様の日本旅券を申請する際に必要となります。
- パートナーシップ登録をしている日本人女性と外国人男性の間に生まれた子の場合、一部記載方法が異なることや、追加の提出書類が必要になることがありますので、事前に当館領事窓口までご連絡ください。

出生届

令和 6 年 1 月 19 日 届出

在オランダ日本国 大使 殿

母の戸籍上の氏と同じです。

二つ以上の名がある場合は、「・」や「スペース」を使用せず、続けて記入してください。

婚姻関係にない両親から生まれた場合は「嫡出でない子」となります。

12時間制でご記入ください。夜中12時～午前0時 正午～午後0時

胎児認知をしている場合はご記入ください。

戸籍謄本のとおり、○丁目○番地、枝番までご記入ください。

胎児認知をし、外国で生まれ、出生によって外国籍を取得している場合は、署名をしてください。

母が既に戸籍の筆頭者となっている場合は、記載不要です。

下線部分は、実態にあわせてご記入ください。

胎児認知をしている場合

出生届に不備等がある場合、ご連絡を申し上げますので、電話番号及びメールアドレスをご記入ください。

(届出人の連絡先及び電話番号) 06-12345678 consul@hg.mofa.go.jp

(1)	子の氏名	外務 エマ愛子	父母との続き柄	<input checked="" type="checkbox"/> 嫡出でない子	(長)	<input checked="" type="checkbox"/> 男 <input checked="" type="checkbox"/> 女
(2)	生まれたとき	令和 6 年 12 月 25 日		<input checked="" type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後	0 時 30 分	
(3)	生まれたところ	オランダ王国ハグ市ラインバーン32				
(4)	住所	オランダ王国ハグ市トピアスアッセルラーン5				
(5)	父母の氏名 生年月日 (子が生まれたときの年齢)	父 ヤンセン、テオヨハネスマリア 1980年10月30日(満41歳)	母 外務 花子 昭和60年8月10日(満36歳)			
(6)	本籍及び国籍	東京都千代田区千代田一丁目1	筆頭者の氏名	父の国籍	母の国籍	子の国籍
(7)	子の父と母の おな仕事	平成 30 年 1 月				
(8)	父母の職業	自営業	母の職業	公務員		
(9)	出生時刻は医師の申述による。 ・ハグ市役所発行の出生証明書及び和訳文を添付する。 ・子の出生により母と子につき新戸籍を下記の様に編製する。 東京都千代田区千代田一丁目1番地 ・出生証明書と訳文に記載されている「ヤンセンエマ愛子」は、届出に記載の「外務エマ愛子」と同一人物である。 ・当該子はオランダ人父の胎児認知が成立しているため、オランダ国籍を取得している。	日本国籍を留保する	署名	外務 花子	印	
(10)	住所	オランダ王国ハグ市トピアスアッセルラーン5				
(11)	本籍	東京都千代田区千代田一丁目1	筆頭者の氏名	外務 一郎		
(12)	署名	外務 花子			昭和 60 年 8 月 10 日	

郵送で届出の場合は投函日を、来館の場合は来館日を記入してください。

お子様の名前は、はっきりと楷書でご記入ください。

和暦でご記入ください。

カタカナで、国名から記入してください。ポストコードは不要です。

胎児認知をしている場合はご記入ください。

立会者が助産師の場合は、「医師」の代わりに「助産師」とご記入ください。

出生証明書が発行された都市名をご記入ください。

届出書に不備等がある場合、ご連絡を申し上げますので、電話番号及びメールアドレスをご記入ください。